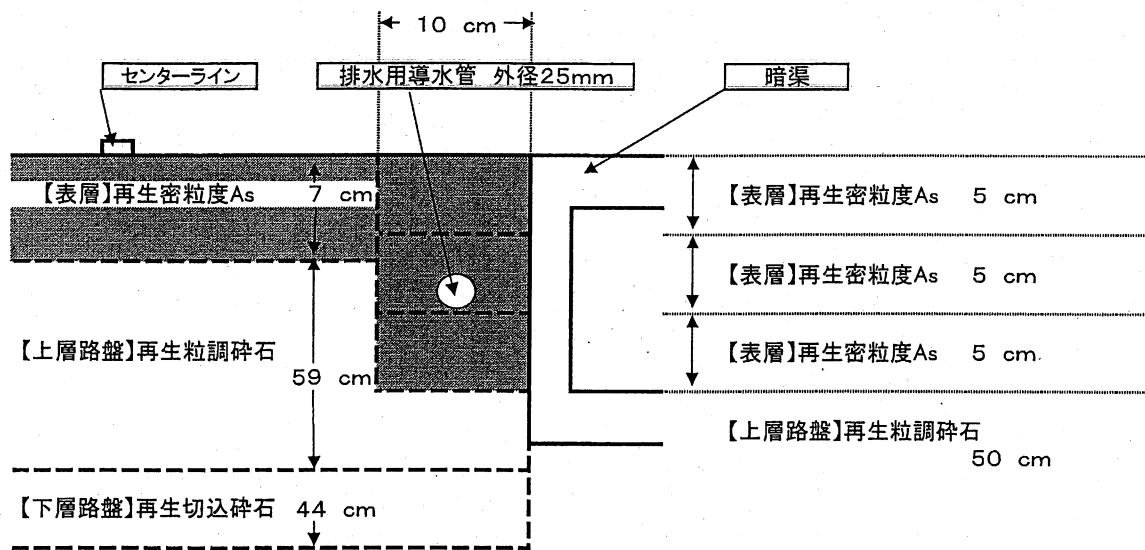


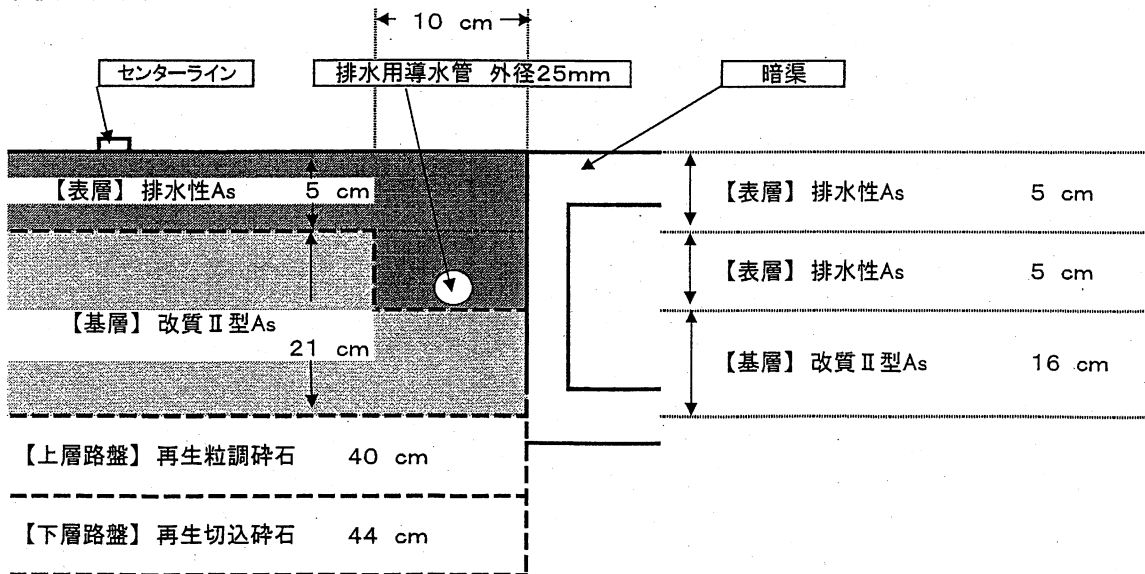
・ 開削箇所の【舗装】・【路盤】の復旧組成は、以下のとおりとする。

- 1 この添付資料に記載されていない部分の道路の復旧方法は、別紙1のとおりとする。
- 2 側溝から10cmの舗装下は、表層Asの下5cmまでが排水性Asになっており、また、中央部分に排水用導水管が敷設されているため、施工時には注意すること。
- 3 排水用導水管を切断・破損した場合には、排水処理上、支障が無いよう導水管を復旧すること。
- 4 区画線は排水性舗装対応とすること。
- 5 施工は、各工種ごとに行い、一層の転圧の厚さは、路盤10cm以下、舗装7cm以下にて行い、充分転圧してから舗装すること。

① 仮復旧方法



② 本復旧方法



別 紙

1. 道路の復旧方法は、別紙1のとおりとする。
ただし、現況組成が別紙より厚い場合は原型復旧とすること。
2. 施行は、各工種ごとに行い、一層の転圧の厚さは、路床(砂等)20cm以下、路盤10cm以下、舗装7cm以下にて行い、充分転圧してから舗装すること。併せて、施行状況の各転圧ごとに写真を撮ること。
- ~~3. 復旧幅は立会いの上、決定する。~~
4. 路面表示記号及び工事完了年月を路面に印し、写真を撮ること。
5. 工事施行に際しては、歩行者等の通路などの安全施設を設置し、安全確保に努めること。
6. 道路交通法に基づく道路の使用許可を警察署でとること。
7. 地下占用物件の施行については、既設埋設物が有る場合は、管理者と協議をすること。
8. 工事实施の10日前までに、実施工程表を川越県土整備事務所へ提出すること。